

みんなで楽しもう！ いいパートナーの日フェスタ

笠間市では、男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として毎年11月11日を『いいパートナーの日』と定めています。

職場や地域、家庭などにおける男女共同参画への関心と理解を深め、いいパートナーの日をより多くの方へ知ってもらうため、いいパートナーの日フェスタを開催します！

【日時】11月11日(日) 午前10時～12時
【会場】地域交流センターともべ「トモア」

講座1
「114/144とは
なんだ？日本の男女
共同参画を考える」

場所…会議室
講師…共生つばさの会



3B体操体験教室



1回40分(計2回)

場所…健康ルーム

講師…友部順子さん

(日本3B体操協会公認指導者)

※できるだけ動きやすい服装で参加してください。

パパと子の料理教室

場所…調理室
対象…市内在住の小学生とパパ
定員…12組

参加費…300円

講師…ヘルスリーダーの会

○メニュー…たっぷり野菜のヘルシーチヂミ・さっぱりスープ・うさぎリンゴ

※事前申し込み要。



このほかにも、バレンタインやヨーヨーつりなどのイベントが盛りだくさん!!

【問い合わせ】秘書課(内線226)

老齢基礎年金の年金額を増やすために
国民年金「付加年金」制度を利用しませんか？

《国民年金付加年金とは》

国民年金の保険料のほかに付加保険料を納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

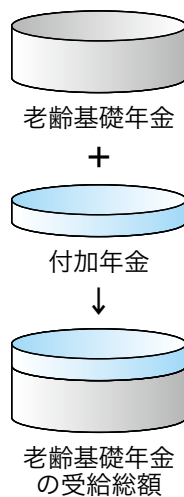
付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなり、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料は、月額400円です。

定額保険料16,340円(平成30年度) + 付加保険料400円

○付加年金の受給額(年額)は、200円×「付加保険料を納付した月」です。



老齢基礎年金に付加年金が毎年上乗せされます。

例えば、付加保険料を10年間納付したとすると…

○付加保険料の納付総額は48,000円になります。

400円×120月(10年)＝48,000円

○付加年金の受給額は24,000円(年額)になります。

200円×120月(10年)＝24,000円

老齢基礎年金に付加年金が毎年24,000円上乗せされます。

※付加年金は定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。

つまり付加保険料を納めた分は、2年間でモトが取れる計算です！

付加年金を希望される方は加入の手続きが必要です。

年金手帳・認印をご持参の上、各課担当窓口へお申し込みください。

《対象者》国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)です。

※国民年金基金に加入している方は加入できません。

【申し込み・問い合わせ】保険年金課(内線141)

笠間支所市民窓口課(内線72123)

岩間支所市民窓口課(内線73182)